

#### 〔４〕質問形式等について

##### 1. 一般質問（代表質問を含む）における一問一答制について

平成 15 年 4 月現在における一般質問（代表質問を含む）への一問一答制の導入状況については表－47 のとおり。

再質問からは自席より一問一答というケースが大半であるが、個々具体的な運用については未調査であり、単に一問一答制採用の有無についての統計としている。

なお、一般質問のみ一問一答（いわき市）、一般質問の 2 回目以降（両津市）、一般質問のみ導入（下関市）、平成 15 年 3 月より導入（唐津市）などがある。

表－47 一般質問（代表質問を含む）における一問一答制導入について（698 市対象）

区 分		一問一答制を 導入している	一問一答制を 導入していない	その他
5 万未満 (222 市)	市 数	48	164	10
	構成比(%)	21.6	73.8	4.5
5～10 万 (226 市)	市 数	34	176	16
	構成比(%)	15.0	77.8	7.0
10～20 万 (130 市)	市 数	12	107	11
	構成比(%)	9.2	82.3	8.4
20～30 万 (44 市)	市 数	3	38	3
	構成比(%)	6.8	86.3	6.8
30～40 万 (29 市)	市 数	1	28	0
	構成比(%)	3.4	96.5	0
40～50 万 (18 市)	市 数	1	17	0
	構成比(%)	5.5	94.4	0
50 万以上 (16 市)	市 数	1	14	1
	構成比(%)	6.2	87.5	6.2
指定都市 (13 市)	市 数	1	12	0
	構成比(%)	7.6	92.3	0
計 (698 市)	市 数	101	556	41
	構成比(%)	14.4	79.6	5.8

(単位：市)

一問一答制を導入しているのは次の 101 市である。

芦別	小浜	川崎	吉川	関	篠山	徳山	筑後	平戸	日南
歌志内	大野	逗子	習志野	瑞浪	新宮	防府	八女	松浦	小林
久慈	須坂	厚木	鴨川	高石	御坊	小野田	豊前	熊本	日向
二戸	中野	取手	四街道	交野	橋本	光	春日	荒尾	串間
寒河江	小金井	つくば	袖ヶ浦	阪南	米子	長門	大野城	宇土	えびの
長井	日野	沼田	三島	向日	益田	新南陽	太宰府	別府	鹿屋
いわき	狛江	東松山	富士宮	近江八幡	新見	小松島	唐津	中津	名瀬

糸魚川	清瀬	和光	裾野	豊岡	庄原	飯塚	武雄	竹田	枕崎
両津	稲城	蓮田	一宮	龍野	大竹	柳川	長崎	豊後高田	指宿
魚津	あきる野	幸手	江南	西脇	下関	甘木	福江	宇佐	西之表
									宜野湾

① 表-47のその他の事例については以下のとおり。

函館	再質問以降、一問一答での質問ができる
横手	答弁を含め70分間で質問回数は3回が原則であるが、現在、試行的に回数制限なしとしているので、一問一答の形になる場合もある
福島	検討中
上越	議員の判断により、再質問以降で当該制を採用することができる
十日町	再質問からは一問一答制を行う。(平成15年6月より)
村上	代表質疑は一問一答制
武生	一般質問は導入、代表質問は導入していない
三鷹	本市では予算・決算に関する代表質疑を行っているが、代表質問は行っていない
武蔵村山	初回は通告した質問の全部を演壇で行い、再質問は自席で一問一答制
鎌倉	一般質問については一問一答制、代表質問については総括質問、答弁としている
海老名	時間制と採用し、その中で自由に質問答弁を行う
南足柄	代表質問は全問全答方式
土浦	検討中
石岡	現在検討中
黒磯	一般質問は1回目すべての項目について質問するが、2回目以降は回数制限がないため一問一答が可能。代表質問は一問一答ではない
鴻巣	平成15年第1回臨時会において今後の議会運営委員会で導入について閉会中の継続審査とする事が決定した
戸田	文書による通告を原則とする
入間	1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答
鎌ヶ谷	1回目の質問時に通告したすべての項目について質問する。2回目以降は一問一答式を妨げないが1回目の質問の範囲を逸脱しないこと
八街	再質問のみ一問一答制
東海	全問全答で実施している
尾張旭	試行中
熊野	一括質問個別答弁方式を導入
藤井寺	一問一答制との併用
栗東	一般質問については導入。代表質問は導入していない
宇部	再質問以降は一問一答制で行っている
中間	再質問は一問一答制
佐世保	希望者のみ一問一答
諫早	一問一答にするか否かは議員の自由としている
都城	一問一答制について試行中
鹿児島	個人質疑は導入している。代表質疑は導入していない
国分	一回目は登壇し一括質問し、一括答弁、二回目以降は、自席から一括質問を行っている。(大項目ごとに)
石垣	一般質問は、一括質疑と一問一答制を併用。代表質問は、一括質疑
名護	議員が議長に申し出て一問一答することもある

## 2. 一般質問（代表質問を含む）における質問回数の制限について

平成 15 年 4 月現在における一般質問（代表質問を含む）の質問回数制限の有無については表－48 のとおり。

なお、質問回数については「3 回以内」が圧倒的に多い。

表－48 一般質問（代表質問を含む）における質問回数の制限について（698 市対象、複数回答）

区 分		質問回数を制限 している	質問回数を制限 していない	その他 (時間を制限している等)
5 万未満 (222 市)	市 数	145	32	91
	構成比(%)	65.3	14.4	40.9
5～10 万 (226 市)	市 数	157	24	93
	構成比(%)	69.4	10.6	41.1
10～20 万 (130 市)	市 数	89	17	58
	構成比(%)	68.4	13.0	44.6
20～30 万 (44 市)	市 数	31	7	19
	構成比(%)	70.4	15.9	43.1
30～40 万 (29 市)	市 数	24	1	11
	構成比(%)	82.7	3.4	37.9
40～50 万 (18 市)	市 数	12	2	10
	構成比(%)	66.0	11.1	55.5
50 万以上 (16 市)	市 数	10	3	9
	構成比(%)	62.5	18.7	56.2
指定都市 (13 市)	市 数	10	0	4
	構成比(%)	76.9	0	30.7
計 (698 市)	市 数	478	86	295
	構成比(%)	68.4	12.3	40.2

(単位：市)

① 表-48のその他回答については以下のとおり。

札幌	明文の規定はないが、再々質問くらいまで認めている
函館	質問回答は制限をしていないが、時間を制限している
旭川	25分間以内（代表質問40分間以内）
室蘭	時間を制限している
苫小牧	質問回数は3回以内で、時間は60分以内。ただし会派等の持ち時間の範囲
稚内	持ち時間制度～1人年間40分
芦別	時間制限あり、質問回数制限なし
江別	1回目・30分 2回目・1回目の質問時間以内 3回目・2回目の質問時間以内
登別	第1回定例会、市長改選後最初の定例会は代表質問、一般質問併用で「45分+会派議員数X10分」。その他の定例会は、一般質問、議員1人45分（答弁含まず）
伊達	質問回数3回又は、質問時間30分以内。議長が特に認めた場合4回まで
むつ	申し合わせにより回数は3回、時間は概ね1時間としている
盛岡	一般質問の質問時間は、再質問を含め1人30分以内。代表質問の質問時間は、再質問を含め1人40分以内としている
釜石	答弁を含めて持時間1時間以内
花巻	答弁を含み60分以内。関連質問は同会派の議員1人のみ。質問時間10分以内
二戸	時間を制限している
石巻	答弁を含めず1人30分以内、※施政方針に対する質疑（会派代表制）については、答弁を含めず1人50分以内
気仙沼	質問回数は登壇分を含み計3回までとし、又は一般質問は質問答弁合せて1時間以内、代表質問は2時間以内としている
名取	答弁を除き1人40分以内（再質問を含む）
多賀城	1回目の質問は30分以内
大館	再質問を含め40分以内
鹿角	時間を60分・90分の2段階に設定している（質疑応答込み）
村山	代表質問は時間と回数共に制限している
長井	60分以内
東根	発言時間：60分以内（答弁含）
南陽	第1回の質問は20分とし、再質問は2回までとする
福島	代表質問・・・60分以内（改選後初定例会は30分以内） 一般質問・・・20分以内 ※再質問、再々質問、関連質問は10分以内
いわき	代表質問は回数制限している。一般質問はしていない
須賀川	1人45分（質問時間のみ）
二本松	会議規則上は質問回数を制限しているが、実際は制限していない
新潟	第1回目の質問は30分以内
上越	質問時間（1人30分以内）を制限している
三条	質問回数と時間を制限している
柏崎	1人30分以内（答弁含まず）
十日町	一人一時間以内の時間制限を行っている
燕	答弁を含めて90分以内
新井	質問時間を制限している
両津	一般質問は答弁を除き45分以内。代表質問は1人会派：15分以内、3人以内会派：20分以内、4人以内会派：30分以内。（代表質問は質問回数1回）
富山	時間を制限している
砺波	一般質問は、20分以内に制限、再質問は答弁漏れのみ
金沢	時間及び回数も制限している

七尾	時間を制限している
敦賀	答弁を含め60分以内
武生	代表質問は会派人数により時間配分（回数制限あり）、一般質問は1人50分以内（答弁含む）（回数制限なし）
小浜	時間を制限している（1時間）
鯖江	時間は、答弁を含め60分以内、一般質問は回数無制限・代表質問は回数制限
長野	時間制限している
須坂	質問回数は制限していない。時間は30分以内。（答弁時間は含まない）
中野	質問時間は60分以内で、質問回数は無制限
武蔵野	質問20分、再質問+再々質問10分以内（代表質問は、再+再々と良識の時間として議長判断に委ねている。ただし、概ね10分以内）
三鷹	所属議員3人以上をもって構成する会派（交渉団体）をベースとする基礎時間。1人当たり持ち時間合算方式により、質問時間を定めている
青梅	回数と時間を制限している（1人60分以内3回まで）
府中	質問時間制限
町田	質問、答弁を60分に制限している
小金井	議員一人当たりの質問・答弁を含んでおおむね1時間以内とする（質問回数は制限していない）
日野	会議規則上2回まで、ただし議長が許可すれば質問可能
東村山	一般質問 議員一人20分限度、再々質問まで 代表質問 特になし
国分寺	一般質問は1人60分以内。代表質問は各会派それぞれ60分以内とし、無会派は総じて30分とする旨の申し合わせあり
国立	質問回数は制限していないが、時間のみ（1時間以内）制限がある
東大和	100分以内
多摩	先例により20人以内は35分、21人以上の場合は議運の議を経て、会議に諮って30分と決定してきている（いずれも質問時間）
中央	会派持ち時間制を導入している
江東	時間を制限している
品川	時間を制限している
北	最初の質問は、代表質問にあつては30分以内、個人質問にあつては20分以内とする。再質問は2回まで
荒川	・会派持ち時間＝単年度1人あたり40分×会派人数 ・1回の質問は30分以上60分以内、質問は3回まで
板橋	時間制を導入している。再質問は避けることが望ましいとしている
足立	各会派持ち時間制をとっている
川崎	質問回数の制限はしていないが、個人で行う一般質問は答弁も含め1人30分程度と申し合わせを行っている
鎌倉	一般質問については、質問回数の制限はないが、質問・答弁を含め2時間以内を努力目標とすることを申し合わせ事項としている。また、代表質問については総括質問・答弁に再質問は3回以内としている
秦野	一般質問→答弁を含み60分 代表質問→答弁を含み、1会派60分に所属議員1人につき10分加算
厚木	再質問を含め、1人50分以内
大和	質問時間は1人25分を原則としている。その範囲内での質問回数の制限はない
海老名	時間制限をしている
南足柄	15年6月から一般質問は60分の時間制限（答弁含）で、質問回数の制限なし。代表質問は回数制限あり

綾瀬	時間を制限している
土浦	質問回数及び時間を制限している
古河	申し合わせにより60分以内
牛久	時間を制限している
つくば	質問のみ1人1時間
ひたちなか	一般質問・・・回数 3回まで、時間 答弁を含め60分を目処とし、最大90分 代表質問・・・回数 3回まで、時間 制限なし
宇都宮	時間を制限
栃木	一般質問、質疑と答弁を合わせ、1人おおむね1時間としている
鹿沼	答弁を除いて概む1時間
日光	質問時間30分以内（代表質疑は質問回数3回まで）
大田原	議員の発言時間を40分としている
黒磯	一般質問は、時間40分以内で回数制限は特にないが、代表質問は時間30分以内で回数は3回まで
高崎	一般質問の発言時間は、質問者一人につき25分以内で、質問答弁を含め45分とする
沼田	質問時間が40分以内で回数制限をしていない
行田	一人一時間以内（答弁時間は含めない）
秩父	一般質問の発言時間は35分以内とする。（答弁時間を含まず）
加須	質問時間は40分間とし、なお終了しない場合は、20分間の延長を認める
春日部	質問回数は3回までとし、答弁を含め1時間以内
上尾	時間を制限している
越谷	2時間が目途
戸田	1回目の質問は20分以内
入間	60分以内答弁を含む
鳩ヶ谷	回数及び時間を制限している
和光	一般質問は6月・9月定例会は30分、3月・12月定例会は40分。代表質問は45分
新座	時間を制限している
富士見	1人90分以内
三郷	質問は2回まで、35分以内としている
吉川	一般質問 質問時間40分（答弁含まない）、代表質問 質問回数2回まで
さいたま	・一般質問の持ち時間は1人10分とし、会派については、会派議員数に10分を乗じた会派の持ち時間制とする。なお会派の持ち時間が30分を超える場合は、質問時間は1人最高30分以内としている ・2月定例会で行っている代表質問は、交渉会派各1人としている（30分）
市川	答弁を含めてひとり60分の時間制限を設けている
松戸	・代表質問は120分以内を目安としている ・個人質問は60分以内を目安としている。ただし、3月定例会は30分以内を目安とする
鴨川	1人質問、答弁を含んで60分以内
四街道	一般質問→質問のみ30分 代表質問→質問のみ40分+（会派人数-1）x5分
袖ヶ浦	質問時間は30分以内
八街	答弁を含め90分
印西	会派代表：90分+（10分x代表質問者1人及び個人質問をした者を除く会派人数） 個人：60分
浜松	・代表質問は1人30分以内。（やむを得ない場合は、5分以内の延長を認める） ・一般質問は各会派の年間持ち時間（@10分x所属議員数）内で行う。一人会派は年間30分の持ち時間で行う

沼津	時間制限あり→答弁を除き議員1人20分以内とする。ただし会派所属議員2人以上の場合は会派の所属人数に応じ、発言者の所要時間を会派内で適宜配分する
三島	時間を制限している
伊東	一般質問は60分以内、代表質問は90分以内（いずれも答弁時間を含む）としている
富士	質問回数以外に時間の制限を設けている
名古屋	議案外質問・・・制限していない 代表質問・・・制限している （なお、時間については会派別持ち時間制になっている）
岡崎	時間を制限している
一宮	時間制限あり（答弁含め120分以内）
小牧	代表質問 3回計50分間（質疑のみ） 個人質問 3回計30分間（質疑のみ）
東海	一般質問については、会派持ち時間制 1人×20分×会派所属人数分（正副議長・監査委員を除く）
尾張旭	時間を制限している
日進	時間制限
津	質問の持ち時間制を導入し、持ち時間内であれば質問回数に制限はしていない
松阪	・ 代表質疑は1会派20分に会派所属議員数1人当たり20分加算した時間とする。 （同会派議員の関連質疑を認める） ・ 一般質問は1会派20分に会派所属議員数1人当たり20分を加算した時間とし、その時間を各会派に時間配分する（関連質問は認めないものとする）
名張	時間を制限している
鳥羽	40分以内（答弁を含まない）
熊野	答弁を含め90分以内の時間制限
高槻	一般質問は答弁を含め45分以内で、回数は3回までで、初回は15分以内。 代表質問は1会派10分とし、これに所属議員1人当たり3分を員数に乗じたものを加算した時間内とする。5分未満の端数のある時は、これを5分とし、5分を超え10分未満の端数がある時はこれを10分とする
貝塚	一般質問は回数制限している（3回まで） 代表質問は制限なし
枚方	代表質問については時間制限あり。1回目40分以内、2・3回目合わせて30分以内。但し、答弁の時間を除く
富田林	質問時間を60分以内としている
寝屋川	1人質問のみで40分間、回数の制限なし
松原	時間を制限している
和泉	質問時間は答弁を含め60分以内 但し議長の許可を得た場合30分時間延長可能
門真	代表質問は、再質問を含め、おおむね1時間としている。一般質問は、再質問を含め、おおむね20分間としている
摂津	一般質問→会派所属議員1人あたり10分で会派総時間を算定し、会派で質問者ごとの割当時間を調整する。質問者1人当たりの割当て時間は10分以上、1分刻みとし答弁の時間は含まない。無所属議員は10分。代表質問→会派所属議員1人あたり5分及び各会派20分で算定する
高石	会議規則上は回数制限しているが、時間制限をしているため実質的には制限していない
泉南	一般質問、代表質問とも質疑、答弁を含め60分
四條畷	質問時間を30分に制限（答弁含めず）
阪南	一人60分以内
綾部	1回30分以内
八幡	代表質問・・・質問のみで2人会派が30分、1人ふえるごとに10分を追加 一般質問・・・質問のみで60分以内（但し、代表質問のある会期は20分）

大津	時間の制限もしている。(一般質問：1回目30分、2回目10分、3回目5分)
彦根	質問回数及び時間も制限している 代表60分 個人30分
栗東	一般質問は30分以内(回数制限なし)、代表質問 45分以内(2回)
尼崎	時間を制限している
伊丹	代表質問110分 個人質問50分 (質問・答弁時間をあわせて)
相生	時間制限20分
豊岡	40分の時間制限
加古川	時間を制限している
龍野	1人の質問時間45分
御所	発言時間50分
生駒	議員一人当たりの発言時間は30分とする
香芝	答弁含まず40分
海南	答弁を含まず70分
橋本	発言時間1人60分(答弁含む)
米子	時間を制限している(1人当たり発言時間30分以内)
倉吉	一人あたり20分間
松江	年間一人70分
益田	120分(試行)
岡山	時間制限有
倉敷	一般質問 - 1人30分以内(答弁含まず)、代表質問 - 時間制限なし
高梁	一回目を30分以内、再質問を18分以内
備前	質問1回につき30分以内(申し合わせ)
因島	一般質問・答弁を含めて1時間30分以内。代表質問：答弁を含めて2時間以内
大竹	代表1時間、その他30分
竹原	答弁を含め2時間を限度とし、回数制限はしない
東広島	当初の発言は30分以内とし再質問は3回までで、答弁を含め一人60分以内(一般質問) 当初の発言は40分以内とし、再質問は3回までで、答弁を含め持ち時間(会派・政党に60分を配分し、さらに会派・政党の議員数に応じ一人当たり15分を乗じて得た時間を加算した時間を言う)の範囲内。(代表質問)
下関	答弁を含め概ね60分以内。回数制限ナシ (※代表質問 ・質問回数3回まで ・答弁を含め概ね120分以内(初回質問30分以内))
宇部	時間により制限している
小野田	答弁を含めて70分
高松	招集日の3日前、議会運営委員会において発言時間の総枠を定め、それを会派所属議員数で按分した時間と一会派一律2時間を加算した時間を、代表質問・質疑・一般質問・討論を合わせた会派の持ち時間としている。無所属議員は1会期を通じ1時間30分以内とする。1回当たりの発言は代表質問50分、一般質問30分を目安にするよう会派間で申し合わせている
丸亀	一般質問(質問のみ20分/回) 代表質問(質問のみ30分/回)
善通寺	再質問、再々質問を含め概ね30分以内
さぬき	時間を制限している
宇和島	1回目は30分以内とし、再質問、再々質問は時間制限なし
土佐清水	時間制限あり(質問1時間)
須崎	質問回数は制限していないが、1人1時間以内(答弁含)
大牟田	議員1人年間140分を持ち時間としている
甘木	60分以内



行橋	発言時間は答弁を含めて70分以内
春日	回数または時間制限のいずれかを選択し、議長に通告する
大野城	30分
宗像	35分（答弁時間を含まない）の時間制限
太宰府	時間を制限している（代表質問、個人質問）
唐津	1人70分以内（答弁時間を含む）
鹿島	100分
武雄	時間の制限をしている（1人90分）
島原	答弁を含め1時間程度
諫早	代表質問は質問回数を制限している。一般質問は制限していない。また、代表質問及び一般質問とも答弁を除き30分
大村	答弁・再質問等を合わせて1人1時間以内
福江	質問のみで45分以内
松浦	答弁時間を除き1人45分以内
八代	同一質問について質問回数は2回までとなっているが、質問・答弁含めて60分の時間制限をしているので、時間内であれば議長は許可している
宇土	質問時間60分以内
中津	時間を制限している
竹田	時間は概ね60分
小林	一人40分以内の持ち時間で質問する
日向	個人45分、代表60分（質問時間のみ）
串間	1人60分以内質問時間のみ
えびの	時間を質問。答弁で70分としている
鹿児島	代表質疑は回数制限あり、個人質疑は回数制限していない
出水	時間も制限している
加世田	質問のみ40分以内
西之表	同一趣旨の質問については3回まで
石垣	一般質問は回数制限なし（40分以内）、代表質問は3回まで
宜野湾	1人答弁を含めず30分以内の時間制限
浦添	20分間（答弁時間を除く）
名護	質問・答弁を含め一時間以内（回数制限なし）
糸満	答弁を含めず、25分以内で回数は制限なし

### 3. 一般質問（代表質問を含む）における質問形式について

平成 15 年 4 月現在における一般質問（代表質問を含む）の質問形式は表－49 のとおり。  
対面場所及び質問席（発言席）設置の状況については把握していない。

表－49 一般質問（代表質問を含む）における質問形式について（698 市対象）（単位：市）

区 分		市長部局と対面方式をとっている（再質問からの対面方式を含む）	市長部局と対面方式をとっていない	対面方式の導入を予定している	その他
5 万未満 (222 市)	市 数	122	86	1	13
	構成比(%)	54.9	38.7	0.4	5.8
5～10 万 (226 市)	市 数	127	83	2	14
	構成比(%)	56.1	36.7	0.8	6.1
10～20 万 (130 市)	市 数	54	66	0	10
	構成比(%)	41.5	50.7	0	7.6
20～30 万 (44 市)	市 数	16	23	0	5
	構成比(%)	36.3	52.2	0	11.3
30～40 万 (29 市)	市 数	9	17	0	3
	構成比(%)	31.0	58.6	0	10.3
40～50 万 (18 市)	市 数	2	13	0	3
	構成比(%)	11.1	72.2	0	16.6
50 万以上 (16 市)	市 数	3	12	0	1
	構成比(%)	18.7	75.0	0	6.2
指定都市 (13 市)	市 数	4	6	0	3
	構成比(%)	30.7	46.1	0	23.0
計 (698 市)	市 数	337	306	3	52
	構成比(%)	48.2	43.8	0.4	7.4

① 表－49 のその他の事例については以下のとおり。

函館	初回は質問者・答弁者ともに登壇し（議員席を向いている）、再質問からは自席にて質問・答弁を行う対面方式となっている
室蘭	再質問以降を自席で行う場合、結果的に市長部局と対面になる
美唄	一回目は演壇から行うため対面方式にはならない（市長部局と同列になる）。二回目以降は自席のため対面方式
青森	1 回目の質問は演壇にて議員に向かって行い 2, 3 回目は自席で行っている。 総括質疑については自席で行っている
盛岡	1 回目は登壇、再質問は議席
上山	1 回目登壇 2 回目以降は自席

村山	1回目は登壇、再質問は自席
武生	一般質問のみ対面方式
武蔵野	再質問以降は対面（自席）
国分寺	再質問は自席で行うことを認めている
鎌倉	一般質問は全て対面式。代表質問は登壇して行う
相模原	再質問以降は対面式となる
綾瀬	1回目の質問は演壇（対面方式ではない。）で行い、2回目からは自席で行う
土浦	検討中
黒磯	1回目は登壇するため、対面方式ではないが2回目以降は自席で行うため対面方式となる
前橋	一般・代表質問ともに、第2質問より自席での対面方式となる
川口	簡易な事項については、議席で発言することができ、この時に市長部局と対面になる
千葉	質問中、1回目は演壇（非対面）、2回目以降は自席（対面）
銚子	1回目（登壇）の質問のみ非対面方式。2回目以降は対面方式
鴨川	1回目は登壇で、2回目以降は自席で市長部局と対面して行う
君津	最初（一次質問）は登壇し、市長部局と対面とならないが、二次質問以降は自席で行い対面となる
八街	初回は登壇し、再質問については自席で行う
掛川	円形議場
名古屋	質問の第1回目は演壇、2回目以降は自席で行っており、円形による配席となっている
岡崎	一次質問は登壇して行うため対面方式ではないが、二次質問以降は自席で行うため対面方式である
西尾	最初の質問は登壇して行うため、対面方式をとっていないが、再質問、再々質問は自席で行うため対面式となっている
伊勢	登壇のうえ、議員側にむかって質問を行い再質問以降は自席から市長部局に対面して行うこととなる
堺	1回目の質問は登壇するので、対面方式によらないが、2回目以降は自席で行うため対面方式による
泉大津	1回目の発言は演壇で行い、対面方式にはなっていない。2回目以降自席で発言を行ない対面方式となっている
茨木	一般質問は質問席で発言（対面）、代表質問は演壇で発言
亀岡	質問回数を3回に制限しており、1回目は対面方式をとっておらず、2・3回目は対面方式をとっている
八幡	1回目の質問は演壇で行い、再質問は自席で行う
西宮	初回の質問は演壇で行ない、再質問以降は自席（対面方式）で行なっている
奈良	1問目は登壇し、議席側に向かって発言。2.3問目は議席から理事者席側に向かって発言
天理	3回の質問のうち、2.3回目は対面
有田	完全ではないが対面方式に近い形式
米子	登壇して行う1回目の質問のみ議席側を向いて行う
新見	再質問から自席で（完全ではないが対面方式）
呉	再質問から自席で発言する
竹原	1回目の質問は登壇し、2回目以降は議席で行う
松山	再・再々質問は自席から
八幡浜	再質問は自席から
伊予	検討中
土佐	再質問から完全ではないが、対面方式に近い形式（斜めから）をとっている
福岡	1問目は演壇から行い2回目以降は自席から行うため、結果的に2問目以降対面方式をとる
大牟田	当初の壇上質問では、市長部局と対面方式をとっていない。再質問は自席から市長部局と対面方式をとっている

人吉	2回登壇それ以降は自席から行っている
串木野	1回目は登壇し、2回目、3回目は自席から
石垣	1回目は登壇のため対面なし、2回以降は執行部と対面し自席より質問する
糸満	最初の質問は演壇で行い、再質問からは議席からの対面方式をとっている

② 質問形式全般について寄せられた回答は以下のとおり。

函館	質問者・答弁者共用の演壇を設置しているが、議員席側に別途の質問席は設置していない
小樽	議長席の前に演壇を設けており、1回目は演壇にて質問し、2回目以降は自席にて質問している
旭川	1回目登壇、2回目以降自席（代表質問は登壇）
江別	一般質問については、1回目のみ中央席に登壇している
仙台	議長席の前に演壇を設け、第1回目の質問はそこで行うが、2回目以降は自席で行っている
石巻	1回目の質問は登壇して行い、2回目以降は自席で行う
郡山	演壇で行っている
十日町	初回質問は演壇で行い再質問席で再質問を行っている。再質問席は当局側の斜め前方になる
東久留米	演壇及び自席（再質問）
中央	質問・答弁するときに立つ演壇が設置されている
足立	演壇で行っている
綾瀬	演壇（対面方式ではない。）を設置している
黒磯	1回目の質問のみ登壇する。特に設置はしていない
新座	質問の1回目は登壇とし、2回目からは自席で行う
三郷	一問目は登壇、再質問は自席
さいたま	登壇制（議長席前の演壇）
鎌ヶ谷	一般質問（代表質疑を含む）の1回目については議長席前の演壇で行う
名古屋	演壇を設置し、市長提案説明、第1回目の質疑・質問等を演壇で行っている
尾張旭	最前列の真ん中の議席を質問席としている
尾鷲	1回目は登壇、2回目以降自席
門真	演壇で質問
宮津	演壇を設け、一般質問については第一質問及びその質問に対する答弁のみ登壇し、2回目以降は自席で行う
亀岡	1回目は演台で、2・3回目は自席で行う
城陽	第1質問は登壇席、第2質問以降は自席で行う
尼崎	質問者、市長は演壇、その他答弁者は自席で行う
宝塚	演壇で質問
天理	1回目は登壇、それ以降は自席より行う
東広島	当初の質問については演壇に登壇して行っている
宇部	発言は原則として登壇して行うこととされているが、初回の発言のみ登壇し、以後の発言は議席で行うこととしている
伊予	発言席の設置については検討中
中間	1回目は登壇、再質問は自席から